

アルバイトについて

(1) アルバイトの禁止

充実した学校生活を送るという見地から原則として禁止する。

経済的にどうしても必要である場合は、保護者からの願い出により保護者と十分相談の上、学業成績、事業所の様子などを検討して総合的に許可する。

(原則として土日・祝日のみ、また、長期休業中とする)

※休校中も平日は禁止とする

(2) 許可の条件

①学校生活

- ・学校生活・学習に支障がある場合は許可せず、また許可を中止することもある。

定期試験において30点未満の教科科目があるものは認めない。(学習に支障があると判断)

学期末評点で30点未満の教科科目があるものはアルバイト許可を中止する。

→アルバイトの再開については、欠点の指導が完了し、「再開願」を提出する。

- ・1年生の1学期終業式前は許可しない。(学校に慣れ、望ましい学習習慣、生活習慣を身につける期間であるため)
- ・定期試験1週間前から終了するまでの期間は禁止とする。

②次の要件に係る業務をしている事業所等でのアルバイトは許可しない

- ・酒席に関わる業務を行う事業所
- ・危険な業務を行う事業所
- ・安全衛生上不適切な事業所
- ・長時間就労、深夜労働、サービス労働など労働環境が不適切な事業所

(3) 許可の手続き及び就労中の許可証の携行

①保護者から希望の申し出

②保護者と担任が面談

③許可が妥当と判断された場合はアルバイト許可願を生徒本人が提出する

④許可証が発行されるので、アルバイト従事中は携行する

(4) 指導

- ・無許可で実施した場合及び上記の規則に違反して実施した場合は、「特別な指導」又は懲戒とする。

・学校生活に支障が見られる場合(成績の低下、生活の乱れなど)は、許可を取り消す。

・不適切な事業所等で就労していた場合は許可を取り消す。

・許可の期限は1年以内とし、許可した年度末で無効とする。継続する場合はアルバイト許可更新願いを(3)の手順により提出する。

アルバイト許可の要点

- (1) 原則禁止。必要性により保護者との面談等を経て、許可が出せるか判断します。
高校生活を重視して欲しいという観点からそのようにしています。
- (2) 成績不振（テストで赤点がある）、学校生活が乱れている（欠席、遅刻、早退が多い）、問題行動がある生徒は許可を出しません。また、許可後も成績、生活態度によって取り消しになることがあります。
- (3) アルバイトの希望がある時は、まずは担任に相談して下さい。
勝手に始めない。
- (4) 具体的な内容
 - ① 土日、祝日、長期休み中のみの実施となります。
 - ② 酒席に接する仕事、危険な仕事、衛生上有害な仕事は、許可がありません。
 - ③ 年度更新となります。更新忘れに注意して下さい。
- (5) 上記を守れない場合は、特別指導の対象となります。